

ほけんだより

～おうちのかたといっしょによみましょう～



こころ 心もからだもすこやかな一年にしましょう

1 かんせんよぼう 感染予防をしましょう

- 登校前におうちのかたと健康観察をしましょう。健康観察カードは登校したらすぐに担任の先生に提出します。
- 登下校を含めて学校ではマスクをつけます。マスクをはずしたらお話しはしません。
- こまめに手洗いをしましょう。
- 教室は換気をします。寒ければ上着を着ましょう。

2 きそくただ 規則正しい生活をおくりましょう

- 早寝早起きを心がけましょう。
- バランスのよい食事をとりましょう。
- 適度に運動をしましょう。
- テレビやゲーム、ネットの利用はおうちの人とのルールを守りましょう。

こんなときは保健室へ

- ・けがをしたり、ぐあいがわるくなったりしたとき
- ・からだのことでしりたいことがあるとき
- ・心の元気がなくなったときや、相談したいことがあるとき

ようごきょうの 養護教諭の

はせがわ ゆき
長谷川 由紀 です。

はまうらしょうせいかつ ねんめ
浜浦小生活も3年目になりました。
こんねんどもよろしくおねがいます。



はまこけんこう 浜っ子の健康をささえてくださる先生方です。

学校医(内科)	しまもと ゆき こそんせい 島本 由紀子先生 (阿部・島本小児科内科医院)
学校医(眼科)	ねもと だいし せんせい 根本 大志先生 (根本眼科耳鼻科医院)
学校医(耳鼻科)	たきい なおこ せんせい 瀧井 尚子先生 (たきい耳鼻科クリニック)
学校歯科医	ちぬし るい せんせい 池主 塁先生 (池主歯科医院)
学校薬剤師	たけいし ひであき せんせい 竹石 秀明先生 (竹石薬局)



れんらく～おうちのかたといっしょによみましょう～

ほけんかんけい たいせつ しよるい きにゆう たんにん ていしゆつ
保健関係の大切な書類をくばりました。おうちのかたと記入をして、担任の先生に提出しましょう。

おうちの方へ

お子さんの健康管理の参考にしたいので、お子さんの健康状態についてご記入をお願いいたします。

【くばった書類】

- ① ほけんちようさひよう
保健調査票 (ピンク) ② じびいんこうかほけんちようさひよう
耳鼻咽喉科保健調査票 (白) →

しめきり
4月15日(金)



①朝の健康観察をお願いします。

引き続き、今年度も朝の健康観察をお願いします。集団感染を防ぐための大切なスクリーニングとなりますので、必ず保護者様が検温とカードへの記入をお願いします。風邪症状がある時は御家庭での休養と早めの受診をお勧めします。ただし、アレルギー性鼻炎や喘息等の既往症による症状の場合は登校可能です。健康観察カードの備考欄にその旨を御記入ください。

お忙しい中、お手数をお掛けしますが、お子さんを含む浜浦小の子ども全員が安心して学校生活を送ることができるよう御協力のほどよろしくお願いします。

②次の場合は出席停止となります。

新型コロナウイルス感染症に関わってお休みをする場合は出席停止となります。昨年度は御協力を頂き本当にありがとうございました。今年度も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。今後、教育委員会等の指導により変更があることも予想されますが、現在の登校基準を再掲しますので御確認ください。なお、出席停止の書類は、当校ホームページからダウンロード可能です。

参考 第1421号令和4年1月31日保健給食課長 新型コロナウイルス感染症にかかる児童生徒の登校園の取扱いについて（通知）より

1 お子さんが次の状況になった場合

想定される状況	登校園
① 感染した場合	治癒するまで登校しない
② 発熱等の風邪の症状がみられる場合	症状消失まで登校しない 症状消失後2日間は登校を控える
③ 濃厚接触者に特定された場合	待機期間は登校しない
④ 濃厚接触者ではないが、保健所の指示による検査を受ける場合	受けることとなった時から検査結果(陰性)が出るまで登校を控える
⑤ 自分（保護者等）の判断で検査を受ける場合	登校して差し支えない

2 お子さんの同居家族が次の状況になった場合

想定される状況	登校園	
① 感染した場合（お子さんは濃厚接触者に）	待機期間は登校しない	
② 発熱等の風邪の症状がみられる場合	症状消失まで登校しない ※ただし、「感染の疑いやおそれがない」との診断を受けた場合を除く	
③ 濃厚接触者に特定された場合 （新潟県の取扱いに準じる）	ア 検査を受ける場合 =④	受けることとなった時から検査結果(陰性)が出るまで登校を控える
	イ 検査で陰性が確認された場合	登校して差し支えない
	ウ 検査で陽性が確認された場合 =①	待機期間は登校しない
	エ 発熱等の風邪症状がなく、検査を受けられない場合	濃厚接触者に特定された日の翌日から3日間は登校を控える
④ ③以外の理由で、保健所の指示による検査又は医療機関での検査を受ける場合	受けることとなった時から検査結果が出るまで登校を控える	
⑤ 自分や勤務先の判断で検査を受ける場合	登校して差し支えない	
⑥ 勤務先などでの定期的な検査を受ける場合	登校	

※「検査」とは、PCR検査又は抗原検査をいいます。

※休ませる場合、お子さんや同居家族が検査を受ける場合は、学校園にご連絡ください。

③けがで受診した場合は、保健室までお知らせください。

学校管理下で、子どもがけがを負い受診した場合は、独立行政法人スポーツ振興センター災害共済給付制度により、かかった医療費が給付されます。学校管理下でけがをし、受診した場合は必ず担任もしくは養護教諭までお知らせください。申請手続きに必要な書類をお渡しします。